

京丹後市コロナウイルス対策 『京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金』の受付を開始します

令和2年8月24日
京丹後市商工観光部商工振興課

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、国の「家賃支援給付金」の対象外となる事業者を支援する「京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金」の申請受付を開始します。

『京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金の概要』

1 補助対象者

市内の中小法人等及び個人事業者等（フリーランスを含む）

2 補助要件

市内の物件を賃借して事業を行っている事業者のうち、令和2年5月～12月のいずれかの月で、前年同月比30%以上50%未満の割合で売上が減少した者
※ただし、国の家賃支援給付金の対象となる要件を満たす事業者は対象外とします。

3 補助金額の算定方法

基準額（申請日の直前1か月以内に支払った賃料等の額）×1/3×6か月分
※ただし、基準額は1事業所につき24,000円を上限とします。

4 申請期間

令和2年8月25日（火）～令和3年2月26日（金）

5 申請方法、必要書類について

別添 募集要項のとおり

6 申請先・問合せ先

〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1（ら・ぽーと2階）
商工振興課 TEL：0772-69-0440 FAX：0772-72-203
E-mail：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

以上

京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金

【 募 集 要 項 】

【申請受付期間】

令和2年8月25日（火）～令和3年2月26日（金）

【申請書の提出及び問合せ先】

京丹後市役所商工観光部商工振興課

〒629-3101

京丹後市網野町網野 385-1（ら・ぽーと2階）

電 話：0772-69-0440

F A X：0772-72-2030

E-mail：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

○この補助金は、この募集要項のほか「京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金交付要項」及び「京丹後市補助金等交付規則」に則ります。

○この補助金は、予算の範囲内で交付させていただきますので、申請いただいた補助金額が満額交付されない場合もありますことをご了承ください。

【補助金の概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動への影響を受けた市内事業者等の事業継続を支援するため、事業の用に供している土地及び建物等の賃料等に対し、補助金を

交付します。

※本要項において、賃料等には管理費・共益費を含むものとします。

【補助対象者】

(1) 市内に事業所を有する中小法人等で、他者の所有する土地・建物等を、自身が営む事業のために直接占有して使用しており、その対価として賃料等の支払いを行っている者。

(2) 市内に住所かつ事業所を有する個人事業者等（フリーランスを含む）で、他者の所有する土地・建物等を、自身が営む事業のために直接占有して使用しており、その対価として賃料等の支払を行っている者。

【補助対象者となる要件】

◆中小法人等の場合◆

(1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。

ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

① 資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。

② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業者は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

(2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年5月～12月のいずれかの月で、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少している月（対象月）があること。

◆個人事業者等の場合◆

(1) 2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思

があること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年5月～12月のいずれかの月で、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少している月（対象月）があること。

◆主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合◆

- (1) 2019年以前から雇用契約によらない業務委託等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入（業務委託契約等収入）として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年5月～12月のいずれかの月で、2019年月平均比で業務委託契約等収入が30%以上50%未満減少している月（対象月）があること。
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと。
- (4) 2019年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない又は0円であること。

【補助対象者とならない要件】

下記の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、補助対象者とはなりません。

- (1) 国が実施する家賃支援給付金（以下「国給付金」という。）の支給を受けた者又は対象となる者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体
- (6) (1)から(5)に掲げる者の他、本補助金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

【補助対象となる経費】

事業の用に供している土地・建物等に係る、令和2年5月から12月までの間の、対象月を含む連続した6箇月間の賃料等（管理費・共益費を含む）に対して補助金を交付します。

なお、以下の条件に合致していることが必要です。

- (1) 令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効な賃貸借契約があること
- (2) 申請日より直前3ヵ月間の支払実績があること。

【補助対象とならない経費】

以下の土地・建物等に係る賃料等は、補助対象となりません。

- (1) 賃貸人（貸し主）と賃借人（借り主）が、実質的に同一人物である場合（自己取引）
- (2) 賃貸人（貸し主）と賃借人（借り主）が、配偶者又は一親等以内の関係である場合
（親族間取引）
- (3) 転貸（又貸し）を目的として賃借している場合
- (4) 法律上の根拠なく又は違法に使用している場合

【補助金の計算】

申請日の直前1箇月以内に支払った賃料等の額を基準額とし、基準額に3分の1を乗じて得た額を1箇月分の賃料等に対する補助金の額として、これに6を乗じた額とします（1,000円未満の端数は切捨て）。

ただし、1箇月分の賃料等に対する補助金の額は、1事業所につき24,000円を上限とします。

※複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合は、申請日の直前の支払いを1箇月分に平均した金額を基準額とします。

※令和2年4月1日以降に賃料等の額に変更があった場合は、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約書に記載されている1箇月分の金額と比較して、低いほうの金額を基準額とします。

※賃料等が売上額に連動している場合等、月ごとに変動する場合は、申請日の直前に1箇月分として支払った賃料等の額と、令和2年3月に支払った賃料等の金額を比較して、低いほうの額を基準額とします。

【補助金の申請手続】

「京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金交付申請書」に関係書類を添えて、市役所商工振興課窓口に郵送又は持参してください。

●関係書類

[中小法人等の場合]

- (1) 2019年度分確定申告書別表一の控え（1枚）の写し
 - ・收受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要
- (2) 法人事業概況説明書の控え（両面）の写し
- (3) 売上減少となった月（対象月）の売上台帳等の写し
- (4) 賃貸借契約書の写し（令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効なもの）
- (5) 申請日直前3箇月分の家賃の支払実績を証明する書類（振込明細書、通帳の写し、賃貸人の領収書等）

[個人事業者等の場合]

- (1) 2019年分確定申告書別表一の控え（1枚）の写し
 - ・收受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要
- (2) 所得税青色申告決算書の控えの写し（青色申告の場合のみ）
- (3) 売上減少となった月（対象月）の売上台帳等の写し
- (4) 賃貸借契約書の写し（令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効なもの）
- (5) 申請日直前3箇月分の家賃の支払実績を証明する書類（振込明細書、通帳の写し、賃貸人の領収書等）
- (6) 身分証明書の写し
 - ・運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。
 - ・上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替できるものとします。

[主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合]

- (1) 2019年分確定申告書別表一の控え（1枚）の写し
 - ・收受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要。
- (2) 売上減少となった月（対象月）の売上台帳等の写し
- (3) 申請者名義の国民健康保険証（表面）の写し
- (4) 賃貸借契約書の写し（令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効なもの）
- (5) 申請日直前3箇月分の家賃の支払実績を証明する書類（振込明細書、通帳の写し、賃貸人の領収書等）

(5) 身分証明書の写し

- ・運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。
- ・上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替できる。

(6) 業務委託契約書等収入があることを示す書類

- ①業務委託契約書等（全ページ）又は京丹後市事業継続支援特別給付金業務委託契約等申立書のいずれか。
 - ②支払調書・源泉徴収票・支払明細書のいずれか。
 - ③業務委託契約等に基づく報酬が支払われたことがわかる通帳のページ。
- ※①～③の中からいずれか2つを提出することとし、どの組み合わせで提出する場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限る。
- また、②の源泉徴収票の場合は①と組み合わせて提出するものとする。

※いずれの場合も、その他参考となる資料を求めることがあります。

【補助金の交付決定】

交付申請書の内容を審査し適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、「京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金交付決定通知書」を送付します。

【実績報告】

補助対象として申請した分の賃料等の支払が完了したときは、「京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金実績報告書」に係る書類を添えて、速やかに市役所商工振興課窓口もしくは各市民局窓口に郵送又は持参してください。

《関係書類》

- ・京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金交付決定通知書の写し
- ・賃料等の支払が確認できる書類（領収書、振込通知書、通帳の写し等）

※その他参考となる資料を求めることがあります。

【補助金額の確定】

実績報告書の内容を審査し適当と認められるときは、補助金の額を確定し、「京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金確定通知書」により通知しますので、補助金請求の手続きを行ってください。

【その他】

(1) 補助金の概算払いについて

補助金の概算払いを希望される方は、補助金の交付決定後、「京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金概算払請求書」により、概算払いの請求を行ってください。

(2) 国の家賃支援給付金との重複について

この補助金は、国の家賃支援給付金と重複して申請・受給することはできませんので、ご注意ください。

この補助金の交付申請後に、国の家賃支援給付金の支給を受けた場合又は対象となることが判明した場合は、事業中止の申請を行ってください。

また、その時点で既に概算払いによる補助金の交付を受けている場合は、交付済みの補助金を返還していただくこととなりますので、ご承知おきください。

【申請書類】

関係書類	中小法人等	個人事業者等	雑所得等の個人事業者等
① 補助金交付申請書	○	○	○
② 2019年度分確定申告書第一表の控え（1枚）の写し（法人は前事業年度別表一の控え） ※收受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要 《青色申告の場合》所得税青色申告決算書の控えの写し	○	○	○
③ 法人事業概況説明書の控え（両面）の写し	○		
④ 売上減少となった月（対象月）の売上台帳等の写し	○	○	○
⑤ 令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効な賃貸借契約書の写し	○	○	○
⑥ 申請日直前3箇月間の賃料等の支払実績を証明する書類の写し ・振込明細書、通帳の写し、領収書等	○	○	○
⑦ 本人確認書類の写し ・運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。 ・上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替できる。		○	○
⑧ 申請者名義の国民健康保険証（表面）の写し			○
⑨ 業務委託契約書等収入があることを示す書類 a. 業務委託契約書等（全ページ）又は京丹後市中小企業等緊急支援家賃補助金業務委託契約等申立書のいずれか b. 支払調書・源泉徴収票・支払明細書のいずれか c. 業務委託契約等に基づく報酬が支払われたことがわかる通帳のページ a～cの中からいずれか2つを提出することとし、どの組み合わせで提出する場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限る。また、bの源泉徴収票の場合はaと組み合わせで提出するものとする。			○

※その他必要に応じて、参考となる資料の提出及び説明を求められることがあります。

※市の家賃補助金の交付を受けた後、国の家賃支援給付金の要件を満たし、給付を受けた場合は、市の家賃補助金を返還していただきます。（国の家賃支援給付金の給付を受けた後、虚偽の申請により市の家賃補助金の交付を受けた場合も同じです）

【交付対象要件等の特例】

下記に該当する場合は、特例により給付金を交付することができますので、個別にご相談ください。

特例要件	中小法人等	個人事業者等	雑所得等の個人事業者等
① 2019年5月から12月の間に <u>設立した法人</u> である場合	○		
② 2019年5月から12月の間に <u>開業した場合</u>		○	○
③ 事業収入を比較する2つの月の間に <u>合併</u> を行っている場合	○		
④ 連結納税を行っている場合	○		
⑤ 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者等から法人化した場合	○		
⑥ 事業収入を比較する2つの月の間に <u>事業の承継</u> を受けた場合		○	
⑦ 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合	○		
⑧ 2020年1月から4月の間に <u>設立した法人</u> である場合（2019年5月から12月の間に法人を設立し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から4月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）	○		
⑨ 2020年1月から4月の間に <u>開業した場合</u> （2019年5月から12月の間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から4月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）		○	
⑩ 賃貸契約書上の賃貸人の名義と現在の賃貸人の名義が異なる場合	○	○	○
⑪ 賃貸契約書上の賃借人の名義と補助対象者が異なる場合	○	○	○
⑫ 2020年3月31日時点と申請日時点において賃貸借契約が有効であるのに、その旨が賃貸契約書等から明らかでない場合	○	○	○
⑬ 2020年3月31日から申請日までの間に、契約更新や引っ越し等により、以前の契約を終了し新たな賃貸借契約等を締結している場合	○	○	○
⑭ 土地・建物等を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体等によるガイドラインがある場合	○	○	○
⑮ 土地・建物等を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体等によるガイドラインが無い場合	○	○	○
⑯ 賃貸契約書等が存在しない場合	○	○	○
⑰ 申請日の3箇月前までの期間に、賃貸人から賃料等の支払の免除等を受けている場合	○	○	○